

愛知万博の環境アセスメント

2025 年大阪・関西万博の環境アセスメント「方法書」縦覧が始まった。この問題点などは別にレポートするが、ここでは写真の『2005 年国際博覧会公式記録』（2006 年 9 月、国際博覧会協会）から、愛知万博アセスを振り返ってみよう。

本来、博覧会事業は、制度上、環境影響評価が必要とされる事業ではなかった。しかし、平成 7 年(1995)12 月の開催申請の閣議了解において、「本博覧会の開催にあたっては、環境影響評価を適切に行うこと」とされたことから、平成 10 年(1998)3 月 27 日に、「通商産業大臣官房商務流通審議官通達として「2005 年日本国際博覧会環境影響評価要領」（以下「環境影響評価要領」という）が通知され、この要領に基づいて愛・地球博の環境評価を行うこととした。



環境影響評価要領は、通商産業省（当時）が設置した 2005 年の国際博覧会に係る環境影響評価手法検討委員会が取りまとめた報告書（平成 10 年 3 月 24 日）に示された以下の考えを踏まえたものであるが、環境影響評価法の全面施行（平成 11 年 6 月）を先取りする先駆的な取り組みでもあった。

- ① 環境影響評価法の趣旨を先取りする新しい環境影響評価のモデルを示す。
- ② 愛・地球博の「人と自然の共生」という理念の実現に資する環境影響評価を目指す。
- ③ 博覧会会場計画策定と連動した環境影響評価を導入する。
- ④ 地域整備事業に係る環境影響評価との連携を図る。

環境影響評価の内容については、先行事例が少ないなかで、通常的环境影響評価の項目・内容に加えて、生物多様性の観点からの生態系や、廃棄物、温室効果ガス等についても積極的に取り込むこととした。

一方で、博覧会事業における会場計画は、展示・催事と整合性をとり、参加国の意向を反映しつつ計画を策定していくという特性を持っているため、通常的环境影響評価と異なり計画のすべてが最初の段階で確定して進められるものではない。その反面、環境影響評価の実施と並行して会場計画を策定することが可能である。そのため、会場計画の熟度の向上に伴い環境影響評価の精度を高めるとともに、環境影響評価の過程で得られた環境保全措置の検討結果等を会場計画にフィードバックすることにより、環境影響の回避・低減を目指した。この点も本環境影響評価の特徴である。

愛知万博の環境アセスメントが大阪万博にきちんと継承されているか。大阪府市だけでなく、博覧会協会、国の責任も問われる。万博アセスに再び関わることになった。

(2019 年 12 月 4 日)